

村落の運営と村落金融システム —滋賀における「切符」を事例として—

吉村風（東京都）

はじめに

村落内の経済を維持する金融システムとして、ムラの自治組織が中心となって、ムラの住民のみが参加できる銀行を設立し、ムラの運営費の徴収や葬儀などで活用する、滋賀県甲賀市の「出納」について 2009 年の日本民俗学会第 60 回年会で発表を行ったところである。今回はそれと関連したものとして、ムラの自治組織が地域内でのみ有効な金券を発行し、同様にムラの運営費の徴収や葬儀に使用する「切符」について紹介するとともに、その意義をさぐりたい。

切符の概要

「切符」とは滋賀県内の自治会やムラの自治組織が発行する金券である。切符は多くの場合は葬儀の際に発行される。喪主が自治会より切符を購入し、葬儀の通知とともにムラ内の各戸に配布する。各戸は切符を家で保管しておき、自治会費徴収の際に自治会費と切符を相殺するというものである。（資料 1）

切符の先行研究と分布

本事例に関する報告や研究は少ないが、報告としては『湖北物部の生活と伝承』（武蔵大学人文学部日本民俗史演習 1985.4）や滋賀県内の湖東を中心とした各集落の字誌などに多少記載があり、まとまった研究としては一部、現代の地域通貨と「切符」の比較を行なった研究（向山大輔 2002 『伝統的社会における地域通貨に関する研究』）や、儀礼における贈答品としての切符を扱った「名越における贈答と「切符」について」（吉村風 2008 『名越の民俗』所収）などの研究がある。

各地の字誌や上記先行研究によって、現在判明している、切符の使用地域の範囲を示したものが資料 2 である。

その分布は湖北地域に限られているようである。特に分布が多いのは旧坂田郡の長浜市・旧近江町・旧山東町の地域である。

成立時期は各地域によって異なるが、成立時期が判明しているものうちもっとも古いものは明治 13（1880）年に成立した米原市（旧山東町）の須川（事例 20）の饗応券である。

この集落では、特徴的なのは、以前は使用方法について取り決めがなかったが、節約改善事項を定めた際に規定されたという点である。使用方法としては、

- ① 婚礼時の内祝いとして配る（1000 円分）
- ② 出産の内祝いとして配る（1000 円分）
- ③ 新築の内祝いとして配る（1000 円分）
- ④ 葬儀の死去触れとして配る（250 円分）
- ⑤ 忌明志に配る（1000 円）
- ⑥ 年忌法要（一・三・七・五十回忌）の招待に配る（750 円分）

とあり、葬送儀礼を中心に、出産・婚礼・新築という祝い事にも使用されている。

正確な成立時期が不明な集落も多いが、長浜市神田（事例 8）、長浜市八条（事例 10）、長浜市名越（事例 13）のように成立を明治ごろでないかとしている集落も多い。

また明治期に成立したとする集落のうち、はっきりと年代のわかっているものとして、高月町東物部（事例 3）の明治 41（1908）年に成立したものがある。この集落では明治 41 年に神事改革を行い、集落内の

乃伎多神社の敷地をひろげたので借金ができた。その返済のために区が券を発行して住民に買ってもらいその一部を借金の返済にあてたとしている。

この地域では、冠婚葬祭の各時期の使われ方によって券に別々の名称を与えているが大きく分けると米配り券と招待券の二つに大別される。

米配り券は額面が「一升」と「一升二合」のものがあり葬式と大きな法事(三十三回忌・五十回忌のときに)在所中に配るとされる。親類付き合いをしている家々には、一升二合の券を、他の家々には1升の券を1枚ずつに配る。米配り券は第二次世界大戦中にできたもので、それ以前は「御供米」として在所中に米を1升ずつ配っていたが、戦時中の食料難で米を配ることができなくなったために、区が米配り券を発行して米の代わりに配るようになったものであるとされる。

招待券は葬式・逮夜・法事・結婚式などのときに儀礼を執行する家が各家に配るもので、「呼ぶかわりに配るもの」とされている、いずれも本来ならば招待して食事を振舞うのを券で簡略化するという意味合いだとされる。招待を行う場合、券はその家の家族全員分を配るが、実際に出席するのは、家族全員を呼ぶ「皆呼び」の場合を除き、たいていは戸主あるいは戸主の嫁しか出席しない。このため招待券をもらった家では、招待に応じて出席しない人の分は手元においておき、出席した人はその人の分の招待券を返却するものとされる。

招待券には普通券・特別券・祝券があり、普通券・特別券は葬式・逮夜・法事の時に、親類関係の家々に招待すべき人数分配るもの。とされる。

祝券は普通券や米配り券とは異なり、結婚式や出産の御披露目の時に、ツレ(同じ集落内の同性で同じ年の人をツレと呼ぶ。前後1歳もウワツレ・シタツレとして同年に含める。)だけに配るものである。招待券は儀礼の際には、施主が必要な枚数分を区から買って各家に配る。

招待券や米配り券は年末の区費決算の際に区が再び買い取ってくれる。その時には、家にとっておいた招待券(米配り券を含む)を全て会議所に持って行き清算してもらい、その金額を区費から差し引いて(区費の)残額を区に納めることになっている。

また大正から昭和・戦時中に成立した集落も多い。大正に成立または存在が確認できるものとして、米原市寺倉(事例11)・米原市能登瀬(事例27。『大正2年能登瀬金券貯金規約』より)・米原市飯(事例28。大正9年3月生活改善により成立)・米原市箕浦(大正7年9月に物価節約のため成立)などがある。

なかでも米原市大野木(事例23)では、斎札と呼ばれ、葬儀の際に全戸へ斎札が配られた。この斎札の配布は過去帳に記録されるが、大野木のS家では大正14年の過去帳から斎札の配布が記録されていることから、その時期に成立したことが推測される。これは切符の成立が文書ではっきりわかるものとして貴重な例であると思われる。

昭和に成立または存在が確認できるものとして湖北町丁野(事例1。昭和になって生活改善規約により、米に代わり区長の発行する金券が配られるようになった。)があり、また第二次大戦中や第二次大戦前に成立したものとして、高月町東物部(事例2。米配り券は戦時中に成立)・米原市宇賀野(事例14)・米原市世継(事例21)・米原市大清水(事例22)・米原市天満(事例25)などがある。

大正期から昭和期に成立したものは、生活改善を理由とするものも多いが、特に米不足により葬儀の米配りを切符に変えたとする集落が多い点の特徴となっている。

なお、戦後に成立あるいは存在が確認できるものとしては高月町雨森(事例2。『雨森区生活改善規約昭和63年2月』)・米原市顔戸(事例16・昭和46(1971)年顔戸公民館建設のため発行)があり、とくに米原市顔戸の事例は最も遅くに出来た事例であると思われる。

使用方法

使用方法としては、いずれも葬式や法要の通知の際に配られるのが基本となっているが、最も古い時

期に成立した高月町物部(事例2)ですでに、出産の内祝い・③新築の内祝い・葬儀の死去触れ・忌明志(四十九日の法要)に配る・年忌法要(一・三・七・五十回忌)の招待に配ることが記されている。たいていの集落で葬儀だけでなく出産や新築などでも使用されたと思われるが、はっきりと判明しているのは長浜市常喜(事例7)・長浜町名越(事例13)・米原市宇賀野(事例14)・米原市世継(事例21)・米原市能登瀬(事例27)の事例である。

葬儀や法要で使う場合、
各地で多少に異なるもの

- ・葬式の連絡(死去ブレ)の際に集落の全戸に配布する。これを「イッサン」と呼ぶことが多い。
- ・四十九日や一周忌・七周忌などにも使用される。
- ・故人との関係(親類・ドウケ(同家。親類よりも遠いが血のつながりがあるとされる家)・菩提寺が同じであるかどうか・同年であるかどうか)によって渡す額が異なっている。

ことがわかる。

また高月町物部(事例2)や長浜市八条(事例10)のように招待するための券と米を配る代わりにの券について種類を分けている集落もあるが、大多数の集落では両方とも共通した券となっている。

切符を受け取った後の使用方法としては、湖北町丁野(事例1)・長浜市名越(事例13)・米原市顔戸(事例16)・米原市上野(事例19)の集落では、金券の代わりとして、集落内の商店や農協で買い物が出来たようである。なお、招待券あるいは米配りの代わりの券としてではなく、豆腐券を各戸に配り、集落内の豆腐屋で交換できるという事例が西浅井町菅浦(事例4)・びわ町曾根(事例5)で見られる。これら二つの事例の詳細は不明であるが、これら決まった品物のための券の発行も切符の一形態であると考えられる。

最終的な切符の清算方法として、全ての事例において区費・字費と相殺するが、詳細に見た場合、

- ・金券を単年度で清算してしまう金券型
- ・金券の清算は複数年にまたがって行え、集落に各人の切符の口座が作られる口座型(米原市宇賀野(事例14)・米原市顔戸(事例16)・米原市世継(事例21)の2つのタイプに分けることができる。

この切符の〈金融〉としての効能は2つの側面がある。一つは住民の立場から見ると、この「切符」は集落内での代用貨幣として集落内の商店で使用されるほか、贈答品として流通するものであった。そして村落の自治組織の側から見ると、切符による収益が自治のための効果的な資金となっていた。

村落の自治のための切符について-滋賀県米原市世継を事例として-

滋賀県米原市世継は米原市中心部から1kmほど北東に位置する集落である。

現在、世継では自治組織として、「世継区」が置かれている。世継区は戦前から続く集落の運営組織であり、現在は区長・副区長といった役職が置かれているが、戦前までは区長は総代と呼ばれていた。世継では平成20年より世継区の役職として飯券係が置かれているが、それ以前は副区長が発行するものであった。

世継の「飯券」は葬儀の時に主に使用される。世継の住民がなくなると、故人の親族と「トナリ」と呼ばれる故人の向かいと両隣の家が葬儀の手伝いを行う。トナリはそれぞれ手分けして葬儀の役割を決めるが、トナリの仕事として「死去ブレ」と呼ばれる字全体に死去の知らせを伝えることが行われる。死去ブレに当たっては・誰が何歳で亡くなったか・いつ亡くなったか・悔やみうけ・通夜・告別式の時間を必ず二人一組で知らせに行くものとされる。このとき死去ブレの

役目の人から、飯券が各家に配られる。このため死去ブレの前に、親族またはトナリが飯券係のところへ、飯券を購入しに行く。

飯券は表面に額面に記載しており、裏面に発行日・発行者員・施主名が記載される欄がある。飯券の額はトナリ（隣）・親戚・ワケヨビの親戚・レンチウ（連中）・いっさん・同業によって異なるとされる。

飯券の発行を飯券係に依頼する場合は、まず各家の隣・ワケヨビの親戚・同業などを表にし、飯券の必要額を割り出す。飯券の額面は 100 円券・500 円・1000 円・2000 円・3000 円があり、なるべくそれ一枚ですむようにして用意される。すでに喪主の家にある飯券を使用してもいいが、足りない分は飯券係に発行してもらう。

なお、死去ブレの故人の名前や悔やみうけの時間などは、本来口頭で伝えるものとされたが、現在では紙に印刷したものが渡される。飯券を受け取った家は、飯券を家で保管しておき、飯券は年に三回の飯券回収の際に区に回収される。飯券有効期限はないとされる。飯券の回収の案内には、飯券回収の日時・場所、そしてそのときの回収分の預かり額と飯券係りの印形がなら押された預り証と、飯券整理表として組名と何円券を何枚預かったかという内訳が記載される。

この内訳は、飯券係によって管理され、各人の飯券口座に貯蓄される。

この飯券口座の貯金は、毎年徴収される区の運営の費用の「字費」と相殺される。字費は、現在は平均割として一律 23000 円（字費 16000 円と特別字費 7000 円）となっている、以前は各家庭の収入によって字費が異なっていたとされる。

各人の飯券口座の貯金は、まず字費分が相殺され、もし貯金額が字費より少ない場合は、現金にて不足分を支払う。相殺後の口座に残金があるばあい、一定額（現在は一万円。区の取り決めによって変動する）を残して、年に 1 回だけ現金として貯金を引き落とせるものとする。

飯券の売り上げは区の特別字費として集計され、普段の区の行事の予算としては使用されない。特別字費は基本的には積み立てられ、集落の土木工事など大掛かりな事業の予算に充てられる。

現在、飯券の売り上げと各人の飯券口座の貯金で行った事業としては、昭和 30 年ごろに行った集落内の舗装事業と平成 10 年の世継会館の建設である。集落内の舗装事業については現在詳細を覚えている人は少ないが、公民館の建設にあたっては総事業費 9 千 8 百万円のうち 8 千 6 百万の費用を集落が自己負担で建築している。自己負担額のうちどの程度の額が飯券の売り上げと飯券口座の額によってまかなわれたか正確な額は不明であるが、平成 5 年から平成 12 年までの間、飯券口座について引き落としはできないように取り決めたとされ、3000 万円分くらいが飯券の費用によってまかなわれたといわれている。（不足分については区の所有地を当時の近江町に売却しその売り上げを充てたとされる）。会館成立以前の飯券の資料は残っていないが、平成 16 年の資料では飯券口座の合計では 1 年の貯金額が 750 万程度であることから、7 年間で 3000 万～5000 万程度の額が貯金されたものと思われる。一軒あたり平均 4 万 5 千円（分布を 3 万 5000 円～4 万円の額の貯金額の家が最も多い）程度の預金があることがわかっている。

なお、各人の飯券口座と表現したが、実際の現金は金融機関に世継区の口座にまとめられて預けられている。利子についてはやはり区の取り決めにより、全額区のものになる場合と一部各人に割り振られた場合があった。

飯券はこのほか、香典の返礼、法要・病気の見舞いのお返しなどに配られるが、最も飯券が流通するのは葬儀の死去ブレの時である。ただし、この死去ブレで配られた飯券に対して直接の返礼は不要だとされる。

「切符」の持つ意味

従来、民俗学では村落の経済活動として青年団の活動やユイなどのような労働・共同作業や頼母子といった中心に研究がなされてきた、しかし今回の「切符」の事例は前回取り上げた「出納」と同様に、住民による共同作業や有志・名望家による頼母子だけではムラの運営が維持できなくなった明治以降、ムラの自治組織がその対応策として

- ・冠婚葬祭の風習とともに発券される。
- ・村落内の贈答経済として使用される。
- ・金券の発券だけでなく口座を持つことで、大掛かりな事業の費用としても使用できるようにする。

という村落独自の制度をつくりあげたものであると考えられる。

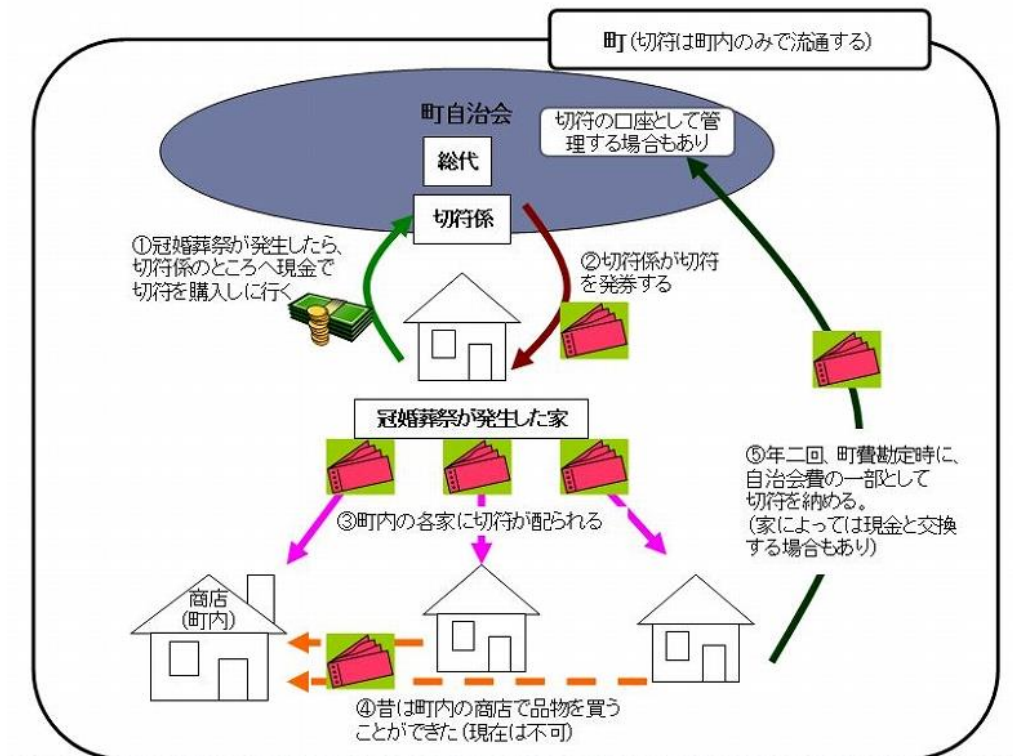
村落運営・村落自治のための費用の問題というのは、今後、町村合併あるいは過疎化などによりますます重要になってくる問題と考えられる。「切符は」現在、廃止する方向の集落も多いが、こうした集落独自の取り組みについて研究をすすめていく必要があるものと思われる。

主な参考文献

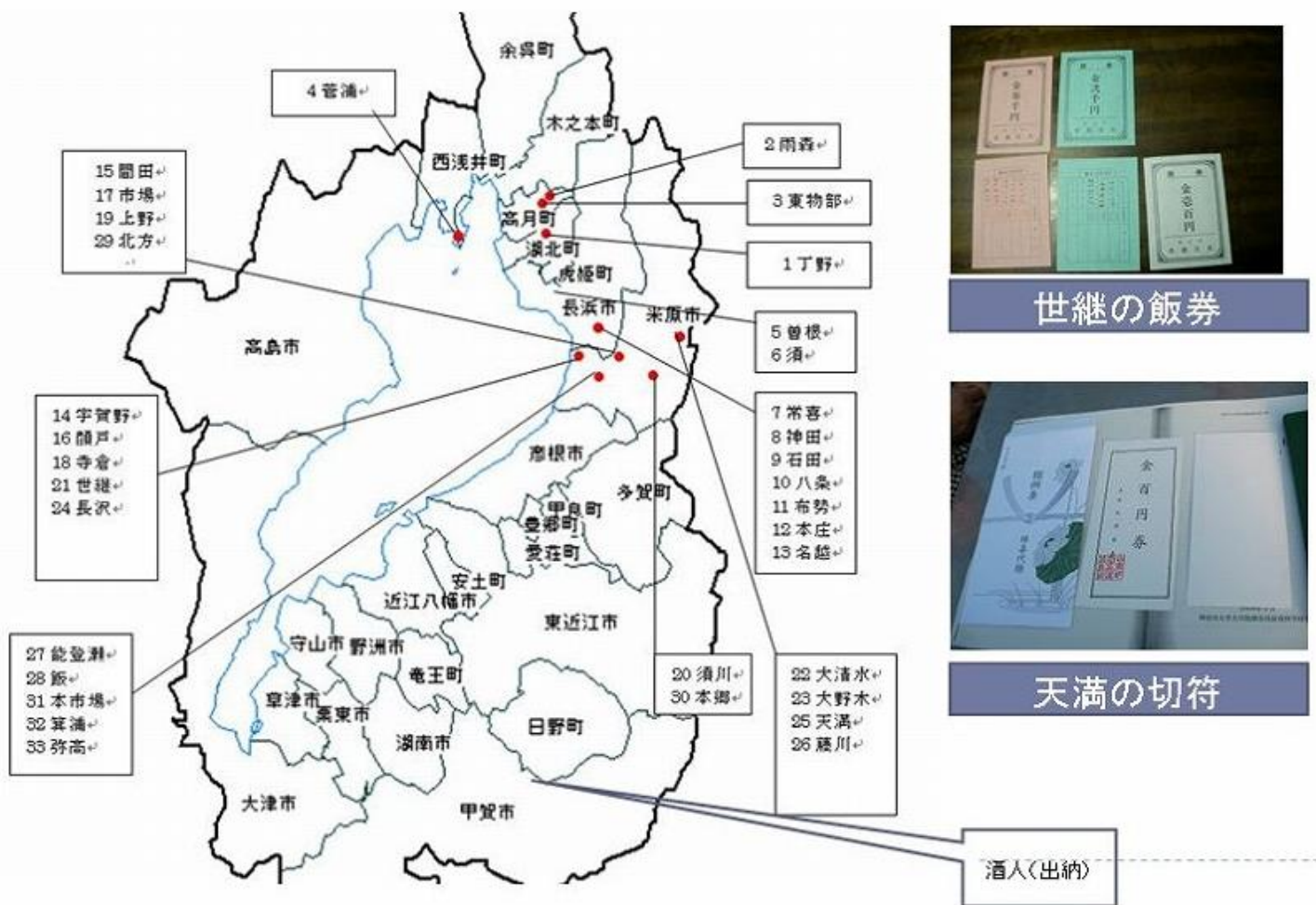
向山大輔 2002『伝統的社会における地域通貨に関する研究』（滋賀県立大学 2002 年度卒業論文）

松崎かおり 1993「経済的講の再検討－『輪島塗り』漆器業者の頼母子講分析を通して－（『日本民俗学 193 号』日本民俗学会）

資料 1



資料 2



世継の飯券



天満の切符